

株式会社 ハンディ介護センター グループ 登録ヘルパー給与計算ルール

令和6年2月1日改定

(1) 基本時給 別紙の給与単価表のとおり定める。

介護福祉士資格取得者は、時給100円増し。介護職員研修修了者は、時給50円増し。
各資格取得による昇給は、定時の雇用契約再締結時以降となることに留意する。
65歳未満は入社4か月目から時給250円増し、65歳誕生月翌月から時給200円降給。
70歳誕生月翌月から時給300円降給。

(2) 割増しとなる時給

(A) 深夜22時～翌朝6時は、(1)に定める基本時給に関わらず、一律次の時給による。

入社直後から、70歳誕生月まで 時給2500円

70歳誕生月の翌月以降 時給2200円

(B) 30分単位のサービスには、上記に定める基本時給に関わらず、一律次の時給による。

入社直後から、70歳誕生月まで 30分あたり1400円

70歳誕生月の翌月以降 30分あたり1200円

(C) 早朝6時～8時、夕方18時～22時は、上記時給に200円増し。

(D) 日曜日は、上記(1)ないし(2)各単価による時給(1時間相当)に200円増し。

(E) 祝日は、上記(1)ないし(2)各単価による時給(1時間相当)に100円増し。

(F) 毎年正月3日が日および大晦日の時給は上記(1)ないし(2)各単価の5割増し。

(3) 交通費

片道3km以上の場合、1回200円、または、1回100円の交通費(所得税非課税)を支給する。

(4) 研修・ミーティング

前任者からの引継などのために、別のヘルパーが実施するサービスを見学する場合は、一律時給1350円とする。ミーティングへの参加時の時給も同様とする。

(5) 算定外

サービス同行中などの食事代は、1回500円を上限に会社が負担する。¹

業務遂行上の駐車料金、電話代等を登録ヘルパーらが負担した際は、立替金精算を行う。

【削除：令和6年8月28日】福祉タクシー運転を行う登録ヘルパーに対し、距離等に応じた手当を支給する。

その他給油作業等、サービス外の業務従事には、会社への申請と承認により支給することがある。

¹ 給与所得として所得税課税されることに留意する